

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第12号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について
提 案 理 由	<p>学校で勤務する会計年度任用職員（用務に従事する職員を除く。以下同じ。）について、教職員と同様の制度を適用することで、より勤務実態に合った運用ができるよう、関係する以下の規則について所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）</p> <p>(2) 堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）</p> <p>(3) 堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）</p> <p>(4) 堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）</p> <p>(5) 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1. 改正の内容</p> <p>(1) 上記(1)の規則の適用を受ける職員から学校で勤務する会計年度任用職員を除くもの</p> <p>(2) 学校で勤務する会計年度任用職員の安全衛生に関する取扱いを定めるもの</p> <p>(3) 学校で勤務する会計年度任用職員の人事評価に関する取扱いを定めるもの</p> <p>(4) 学校で勤務する会計年度任用職員の健康審査会に関する取扱いを定めるもの</p> <p>(5) 学校で勤務する会計年度任用職員の勤務時間等に関する取扱いを定めるもの</p> <p>(6) 規定の整備を行うもの</p> <p>2. 施行期日</p> <p>令和5年4月1日から施行する。</p>
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 上記案により、公布する。</li><li>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li>□ その他（ ）</li></ul>
------------	---



議案第12号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等について、次のとおり改正する。

令和5年3月27日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

## 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員」を「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。）」に改める。

別表中「用務業務に従事する者」を「用務に従事する職員」に改め、同表総務課（堺市チャレンジ雇用により任用され各市立学校において各種業務に従事する者に限る。）の項、教育課程課（みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者に限る。）の項、教育課程課（外国語指導助手の職にある者に限る。）の項、教育課程課（学校図書館職員の職にある者に限る。）の項、教育課程課（学校司書に限る。）の項、支援教育課（特別支援教育支援員に限る。）の項、支援教育課（医療的ケア看護職員に限る。）の項、生徒指導課（スクールカウンセラーに限る。）の項及び生徒指導課（部活動指導員に限る。）の項を削る。

別表中「（各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者を除く。）」を削る。

別表教育センター（各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。）の項及び学校給食課（百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者に限る。）の項を削る。

(堺市学校職員安全衛生管理規則の一部改正)

第2条 堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市立学校職員安全衛生管理規則

第1条中「職員」の次に「（用務に従事する職員を除く。以下単に「職員」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第19条第1項中「（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）」の次に「のうち、総括安全衛生管理者が別に定める者」を加える。

第29条第1項中「以下「会計年度任用職員」という」を「パートタイム会計年度任用職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であったものを除く」に改める。

(堺市教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第3条 堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条例第26条第5項に規定する教職員」を「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。）」に改める。

第6条第2項中「幼稚園の一般教職員（准園長を置く幼稚園に勤務する者を除く。）」を「幼稚園（准園長を置く幼稚園を除く。）の一般教職員及び臨時的任用職員等」に改める。

（堺市学校職員健康審査会規則の一部改正）

第4条 堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員、臨時的に任用された者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に規定する職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であったものを除く。）を除く。以下「教職員」という。）の傷病による休養に関すること。

第6条中「堺市学校職員安全衛生管理規則」を「堺市立学校職員安全衛生管理規則」に改める。

（堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する職員（）」を「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。）」に改める。

第2条第2項中「について、29時間」を「当たり29時間（教育委員会が別に指定する職員にあっては、30時間）」に改める。

第7条第1項ただし書中「学校職員給与条例」を「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）」に改める。

第11条第2項中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「のうち、学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員」を加え、同条第4項第3号中「又は第8項」を削る。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（元本市職員等会計年度任用職員の休暇に関する特例）

第16条 パートタイム会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であったものに係る休暇の取扱いについては、第10条から前条までの規定にかかわらず、条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表（第1条関係）

現行						改正後（案）					
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教育委員会が任命する職員（<u>堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員を除く。</u>以下同じ。）の勤務時間、休憩時間、勤務時間等の特例、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>						<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教育委員会が任命する職員（<u>教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）の勤務時間、休憩時間、勤務時間等の特例、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p>					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
総務課 （各市 立学校 （幼稚園を除く。）に おける <u>用務業</u> 務に従		午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時か ら午前11時 45分まで	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 国民の祝 日に関する法 律（昭和23 年法律第17 8号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月2	総務課 （各市 立学校 （幼稚園を除く。）に おける <u>用務に</u> 従事す		午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時か ら午前11時 45分まで	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 国民の祝 日に関する法 律（昭和23 年法律第17 8号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月2

<p>事する者に限る。)</p>					<p>9日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>	<p>る職員に限る。)</p>					<p>9日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>
<p>総務課(各市立幼稚園における用務業務に従事する者に限る。)</p>		<p>午前8時30分から午後3時まで(課長が指定する日は午前8時30分から午後3時15分まで又は午前8時30分から午後5時まで)</p>	<p>正午から午後0時45分まで</p>	<p>(1) 日曜日 (2) 土曜日</p>	<p>(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>	<p>総務課(各市立幼稚園における用務に従事する職員に限る。)</p>		<p>午前8時30分から午後3時まで(課長が指定する日は午前8時30分から午後3時15分まで又は午前8時30分から午後5時まで)</p>	<p>正午から午後0時45分まで</p>	<p>(1) 日曜日 (2) 土曜日</p>	<p>(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>
<p>総務課(堺市チャレンジ雇用により任用され各</p>		<p>午前8時15分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間30分を超えない時間</p>	<p>午前11時から午後2時までの範囲内で、45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 日曜日 (2) 土曜日</p>	<p>(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日</p>	<p>生徒指導課(スクールソーシャルワーカーに限</p>		<p>午前9時から午後5時15分まで</p>	<p>左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>課長が職員ごとに指定する日</p>	

<p>市立学校において各種業務に従事する者に限る。)</p>		<p>とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>		<p>除く。)</p>		<p>る。)</p>					<p>(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p>
<p>教育課程課(みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者に限る。)</p>		<p>午前8時から午後3時45分までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>1日の勤務時間が6時間を超える場合には、午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 堺市立学校管理運営規則(昭和32年教育委員会規則第9号)第2条第2項</p>		<p>地域教育振興課(美原こども館との連絡調整に関する事務に従事する者に限る。)</p>		<p>午前9時から午後5時30分まで</p>	<p>正午から午後0時45分まで</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定する日</p>	<p>(1) 祝日法に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、火曜日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) (3) 課長が職員ごとに指定</p>

				に規定する休業日 (前号に掲げる日を除く。)					する日	
教育課程課(外国語指導助手の職にある者に限る。)	午前9時20分	午前11時から午後2時までの範囲内	(1) 日曜日	(1) 祝日法に規定する休日	地域教育振興課(青少年センター図書に関する業務に従事する者に限る。)	1	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日	(1) 課長が職員ごとに指定する日
	午後4時5分まで (課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分まで)	午後2時45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(2) 土曜日	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)		2	午前9時から午後5時30分まで		(2) 課長が職員ごとに指定する日	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
教育課程課(学校図書館職員の職にある者に限る。)	午前8時30分	午前11時から午後2時までの範囲内	(1) 日曜日	(1) 祝日法に規定する休日	美原こども館		午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日	(1) 祝日法に規定する休日
	午後5時までの範囲内	午後2時45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(2) 土曜日	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)					(2) 火曜日	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

<p>教育課程（学校司書に限る。）</p>	<p>午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、4時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>休憩時間を与える場合には、左記の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (3) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項に規定する休業日（前2号に掲げる日を除く。）</p>	<p>学校給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）</p>	<p>午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）</p>	<p>午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）</p>	<p>(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</p>
<p>支援教育課（特別支援教育支</p>	<p>午前8時30分から午後3時45分までの範囲内で、</p>	<p>休憩時間を与える場合には、左記の範囲内で4</p>	<p>(1) 条例第3条第3項に規定する勤</p>	<p>図書館 1</p>	<p>午前9時から午後5時30</p>	<p>正午から午後0時45分ま</p>	<p>(1) 月曜日（その (1) 館長が職員ごとに指定</p>

援員に限る。)	休憩時間を除き、5時間45分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間	5分とし、課長が職員ごとに指定する時間	務日以外の日 (2) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項(幼稚園にあっては同規則第2条第2項)に規定する休業日(前号に掲げる日を除く。)	分まで 2 午前9時45分から午後6時15分まで 3 午前11時45分から午後8時15分まで	で 午後0時45分から午後1時30分まで 午後4時30分から午後5時15分まで	日が祝日に規定する休日 (2) 4週間ごとに4日となるよう館長が職員ごとに指定する日	する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	支援教育課(医療的ケア看護職員に限る。)	午前8時45分から午後3時30分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する				

			時間	(2) 堺市 立学校管 理運営規 則第8条 第2項に 規定する 休業日 (前号に 掲げる日 を除く。)		市立学 校	午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時か ら午前11時 45分まで	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)
生徒指 導課(ス クール ソーシ ヤルワ ーカー に限 る。)		午前9時から 午後5時15 分まで	左記の勤務時 間の範囲内で 45分とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	課長が職員 ごとに指定 する日						
生徒指 導課(ス クール カウ ンセ ラー		1日の勤務時 間(休憩時間 を除く。)が 6時間(堺高 等学校におい	左記の勤務時 間の範囲内で 45分(堺高 等学校におい て勤務する日	課長が職員 ごとに指定 する日						

に限 る。)	て勤務する日 については8 時間)を超え ない範囲内 で、課長が職 員ごとに指定 する時間	については1 時間)とし、 課長が職員ご とに指定する 時間		
生徒指 導課(部 活動指 導員に 限る。)	1日の勤務時 間(休憩時間 を除く。)が 4時間(校長 が必要がある と認める場合 は7時間)を 超えず、かつ、 1月の勤務時 間(64時間 を超えない範 囲内で、課長 が職員ごとに 指定する時間	1日の勤務時 間(6時間を 超える場合に あつては45 分とし、課長 が職員ごとに 指定する時間	課長が職員 ごとに指定 する日	
教育セ ンター	午前9時から 午後5時30	正午から午後 0時45分ま	(1) 日曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日

<p>(各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者を除く。)</p>	<p>分まで</p> <p>で</p>	<p>(2) 所長が職員ごとに指定する日</p>	<p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>
<p>教育センター (各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。)</p>	<p>午前8時30分から午後6時30分までの範囲内で5時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日</p> <p>(2) 祝日 法に規定する休日 (前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(3) 12</p>	

			<u>月29日</u> <u>から翌年</u> <u>の1月3</u> <u>日までの</u> <u>日（前2</u> <u>号に掲げ</u> <u>る日を除</u> <u>く。）</u> (4) <u>預か</u> <u>り保育を</u> <u>実施しな</u> <u>い日（第</u> <u>1号に掲</u> <u>げる日</u> <u>を除く。）</u>	
地域教育振興課（美原こども館との連絡調整に関する事	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、火曜日） (2) 12月29日から翌年

務に従事する者に限る。)					の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (3) 課長が職員ごとに指定する日
地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。)	1	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定する日	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	2	午前9時から午後5時30分まで			
美原こども館		午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 火曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日ま

					での日（前号に掲げる日を除く。） (3) 館長が職員ごとに指定する日
学校給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）		午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの	

				日（前2号に掲げる日を除く。）
学校給食課（百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者に限る。）	午前8時15分から午後2時45分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げ	

				る日を除く。)	
図書館	1	午前9時から 午後5時30分まで	正午から午後 0時45分まで	(1) 月曜日（その 日が祝日 法に規定 する休日 に当たる ときは、 館長（中 央図書館 総務課に あって は、課長。 以下この 項におい て同じ。） が職員ご とに指定 する日）	(1) 館長が職 員ごとに指定 する日
	2	午前9時45分 から午後6時 15分まで	午後0時45分 から午後1時 30分まで		(2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日
	3	午前11時4 5分から午後 8時15分ま で	午後4時30分 から午後5時 15分まで		(2) 4週 間ごとに 4日とな

				るよう館 長が職員 ごとに指 定する日	
市立学 校		午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時か ら午前11時 45分まで	(1) 日曜 日 (2) 土曜 日	(1) 祝日法に 規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日（前号 に掲げる日を 除く。）

備考 職員の1週間の勤務時間（週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、当該期間において平均した場合の1週間の勤務時間）は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。

備考 職員の1週間の勤務時間（週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、当該期間において平均した場合の1週間の勤務時間）は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。

堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>堺市学校職員安全衛生管理規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）における安全及び衛生の確保並びに学校に勤務する職員の健康の保持増進について必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この規則において「職員」とは、<u>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員をいう。</u></p> <p>（受診義務等）</p> <p>第19条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）は、総括安全衛生管理者が指定する日時及び場所において定期健康診断及び結核健康診断（以下「定期健康診断等」という。）を受けなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市立学校職員安全衛生管理規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）における安全及び衛生の確保並びに学校に勤務する職員（<u>用務に従事する職員を除く。以下単に「職員」という。</u>）の健康の保持増進について必要な事項を定める。</p> <p>第2条 削除</p> <p>（受診義務等）</p> <p>第19条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）のうち、<u>総括安全衛生管理者が別に定める者を除く。</u>以下この条から第24条までにおいて同じ。）は、総括安全衛生管理者が指定する日時及び場所において定期健康診断及び結核健康診断（以下「定期健康診断等」という。）を受けなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>

(審査に係る手続)

第29条 校長は、職員（臨時的に任用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下この条及び第31条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員から主治医の診断書（様式第1号）（結核性疾患の場合にあつては、総括安全衛生管理者が定める書類）及び予後の判定に必要な資料（以下これらを「診断書等」という。）を提出させ、教職員企画課長に送付しなければならない。ただし、堺市学校職員健康審査会（堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）第2条の規定により設置された堺市学校職員健康審査会をいう。以下「審査会」という。）が、当該職員に係る審査を終了したときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

(審査に係る手続)

第29条 校長は、職員（臨時的に任用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であつたものを除く。）を除く。以下この条及び第31条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員から主治医の診断書（様式第1号）（結核性疾患の場合にあつては、総括安全衛生管理者が定める書類）及び予後の判定に必要な資料（以下これらを「診断書等」という。）を提出させ、教職員企画課長に送付しなければならない。ただし、堺市学校職員健康審査会（堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）第2条の規定により設置された堺市学校職員健康審査会をいう。以下「審査会」という。）が、当該職員に係る審査を終了したときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項及び堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第18条の規定に基づき、<u>同条例第26条第5項に規定する教職員</u>（以下単に「教職員」という。）に対する人事評価（以下単に「人事評価」という。）の実施について必要な事項を定める。</p> <p>（評価者）</p> <p>第6条 人事評価（自己評価を除く。）を行う者（以下「評価者」という。）として、1次評価者及び最終評価者を置く。</p> <p>2 校長、准校長及び園長並びに<u>幼稚園の一般教職員（准園長を置く幼稚園に勤務する者を除く。）</u>に係る人事評価については、1次評価者を置かないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第2項及び堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第18条の規定に基づき、<u>教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。）</u>（以下単に「教職員」という。）に対する人事評価（以下単に「人事評価」という。）の実施について必要な事項を定める。</p> <p>（評価者）</p> <p>第6条 人事評価（自己評価を除く。）を行う者（以下「評価者」という。）として、1次評価者及び最終評価者を置く。</p> <p>2 校長、准校長及び園長並びに<u>幼稚園（准園長を置く幼稚園を除く。）の一般教職員及び臨時的任用職員等</u>に係る人事評価については、1次評価者を置かないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>

堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(審査事項)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p><u>(1) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（臨時的に任用された職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下単に「教職員」という。）の傷病による休養に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(審査結果の報告)</p> <p>第6条 審査会は、<u>堺市学校職員安全衛生管理規則</u>(平成19年教育委員会規則第2号)別表第1の区分に従って判定を行い、その結果を教育委員会及び総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</p>	<p>(審査事項)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p><u>(1) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員、臨時的に任用された者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に規定する職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であったものを除く。）を除く。以下「教職員」という。）の傷病による休養に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(審査結果の報告)</p> <p>第6条 審査会は、<u>堺市立学校職員安全衛生管理規則</u>(平成19年教育委員会規則第2号)別表第1の区分に従って判定を行い、その結果を教育委員会及び総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</p>

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）</u>第2条第1項に規定する職員（以下単に「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>（1週間当たりの勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間で平均した場合の1週間を含む。）<u>について、29時間</u>を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第7条 条例第13条の2において読み替えて適用する条例第3条第3項の教育委員会が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日（以下この項において「要勤務日」という。）を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする8週間後の日までの期間と</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（用務に従事する職員を除く。以下単に「職員」という。）</u>の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>（1週間当たりの勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間で平均した場合の1週間を含む。）<u>当たり29時間（教育委員会が別に指定する職員にあつては、30時間）</u>を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第7条 条例第13条の2において読み替えて適用する条例第3条第3項の教育委員会が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日（以下この項において「要勤務日」という。）を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする8週間後の日までの期間と</p>

する。ただし、学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）については、要勤務日を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。

2～4 （略）

（病気休暇）

第11条 （略）

2 病気休暇は、1日又は1時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日）を単位として与えるものとする。

3 （略）

4 条例第10条第3項及び第4項に規定する連続した90日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。

(1)～(2) （略）

(3) 次項又は第8項の規定により通算された病気休暇を取得した日

(4) （略）

【新設】

する。ただし、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）については、要勤務日を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。

2～4 （略）

（病気休暇）

第11条 （略）

2 病気休暇は、1日又は1時間（パートタイム会計年度任用職員のうち、学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員にあっては、1日）を単位として与えるものとする。

3 （略）

4 条例第10条第3項及び第4項に規定する連続した90日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。

(1)～(2) （略）

(3) 次項の規定により通算された病気休暇を取得した日

(4) （略）

（元本市職員等会計年度任用職員の休暇に関する特例）

第16条 パートタイム会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員として任用される前に常時勤務を要する職を占める職員その他これと同等と認められる者であったものに係る休暇の取扱いについ

(委任)

第16条 (略)

ては、第10条から前条までの規定にかかわらず、条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例による。

(委任)

第17条 (略)